

平成25年6月28日  
号外第3号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 選挙管理委員会告示

- 参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日(69)……………1
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録基準日等(70)……………1
- 参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間(71)……………1

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第69号

平成25年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成25年7月4日と定めたので告示する。

平成25年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

### 秋選管告示第70号

平成25年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 基準日 平成25年7月3日(年齢については、同年7月21日)
- 2 登録日 平成25年7月3日
- 3 縦覧期間 平成25年7月4日

### 秋選管告示第71号

平成25年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第5項の規定に基づき、告示する。

平成25年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

縦覧期間 平成25年7月4日